

第204回杉並区都市計画審議会
令和5年11月2日
都市整備部みどり施策担当

意見聴取 1

特定生産緑地の指定について

杉 並 区

特定生産緑地の指定について

1 特定生産緑地制度の概要

平成 29 年に生産緑地法の一部が改正され、区市町村は所有者等の同意のもと特定生産緑地を指定できるようになった。

特定生産緑地制度とは、生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に、買取申出ができる期限を 10 年延期する制度である。指定を受けると、固定資産税の農地課税が継続され、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることも可能となる。

また、特定生産緑地の指定から 10 年経過する前であれば、繰り返し 10 年期限を延期することができる。

2 これまでの主な経緯

平成30年	3月～	生産緑地法改正等に関する説明会実施
令和元年	7月	所有者あてに申出基準日到来の通知
	9～10月	指定手続き説明会及び個別相談会実施
令和2年	4月	農業委員会意見照会（H4指定分1回目）
	5月	農地利用状況調査（H4指定分1回目）
	10月29日	都市計画審議会意見聴取（H4指定分1回目）
令和3年	4月	農業委員会意見照会（H4指定分2回目）
	5月	農地利用状況調査（H4指定分2回目）
	10月21日	都市計画審議会意見聴取（H4指定分2回目）
令和4年	4月	農業委員会意見照会（H5指定分）
	5月	農地利用状況調査（H5指定分）
	10月21日	都市計画審議会意見聴取（H5指定分）
令和5年	4月	農業委員会意見照会（H6指定分）
	5月	農地利用状況調査（H6指定分）
	11月2日	都市計画審議会意見聴取（H6指定分）

3 生産緑地地区の指定状況

令和5年11月2日現在

	件数	面積
区全体の生産緑地地区 (令和4年11月1日告示時点)	123件	約30.76ha
指定済特定生産緑地	99件	約22.67ha
平成6年指定の生産緑地地区 (令和6年に申出基準日を迎える生産緑地地区)	1件	約0.08ha
令和5年度特定生産緑地 指定予定件数	1件	約0.08ha

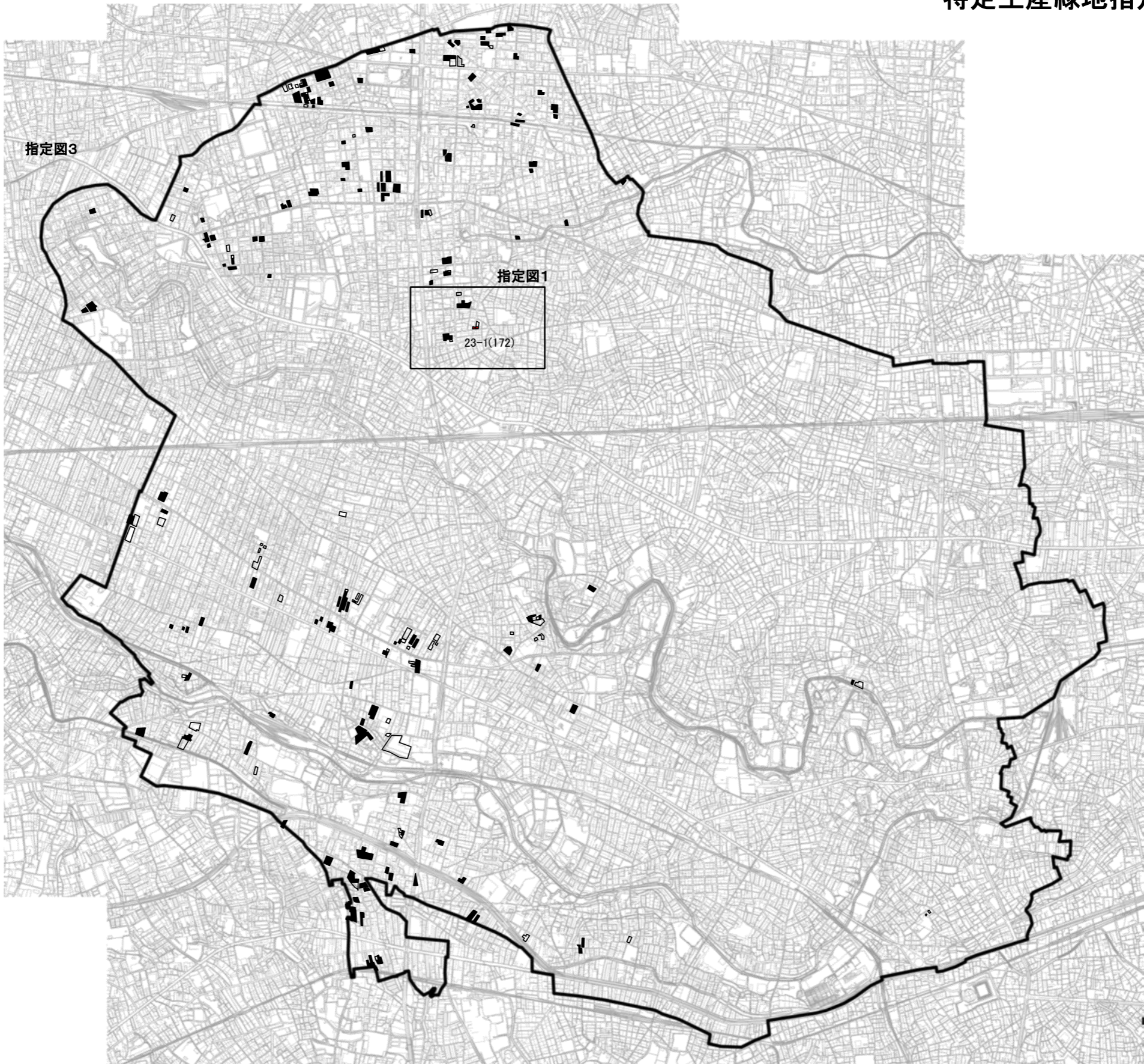
4 今後の予定

令和5年	11月中旬	特定生産緑地の指定の告示
	11月中旬以降	特定生産緑地指定通知書の発送

5 添付資料

- ・特定生産緑地指定（案）全体位置図 …………… 【資料1】
- ・特定生産緑地（杉並区）の指定（案） …………… 【資料2】

特定生産緑地指定(案) 全体位置図



- 【凡例】
- 特定生産緑地新規指定区域
 - 特定生産緑地既指定区域
 - 都市計画生産緑地地区
 - ()内は、生産緑地地区の番号

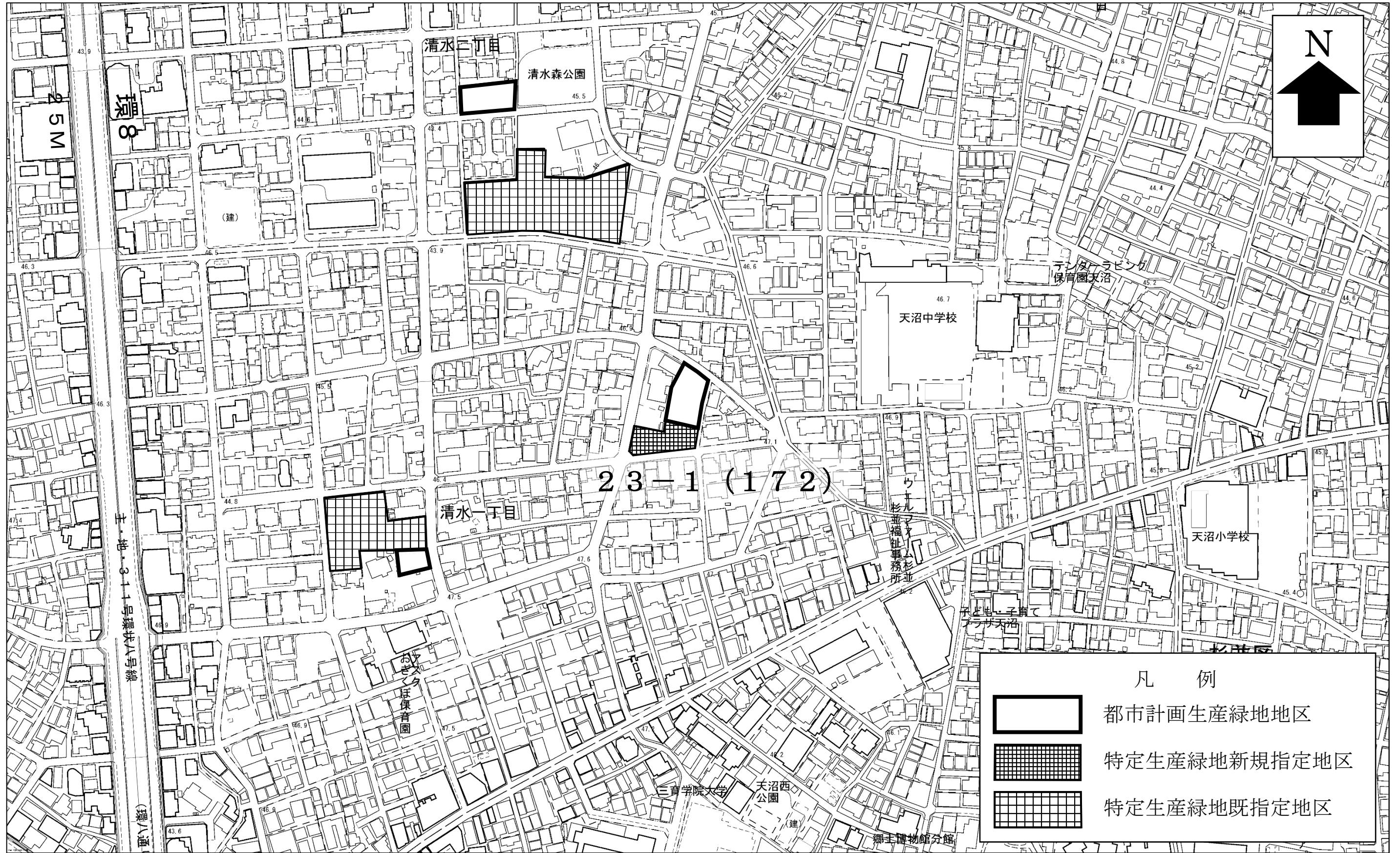
1.0km

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) (MMT利許第05-115号)

特定生産緑地（杉並区）の指定（案）

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積		申出基準日	備考	図 面 番 号	
			生産緑地地 区（都市計 画）	特定生産緑地				
				既に指定され ている区域				新たに指定す る区域
23-1	杉並区清水一丁目地内	172	約1,580㎡	0㎡	約760㎡	2024年10月3日		1



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT 利許第 05-115 号）」
 「（承認番号）5 都市基街都第 30 号、令和 5 年 4 月 27 日」「（承認番号）5 都市基交都第 10 号、令和 5 年 5 月 12 日」

100m
縮尺 1/2500